

平成30年(2018年)10月27日(土曜日)

### 三島市長側争う構え

駅南口 静岡地裁初弁論  
開発訴訟

三島駅南口西街区の  
開発事業を巡り、三島  
市が市土地開発公社か  
ら事業地を買い取らな  
かったのは違法行為に  
当たるとして、三  
島駅南口の整備を考え  
る市民の会の渡辺豊博  
代表が豊岡武土市長に  
財産管理の違法確認を  
求めた住民訴訟の第1  
回口頭弁論が26日、静  
岡地裁(関口剛弘裁判  
長)であった。市長側  
は訴えを退けるよう求  
める答弁書を提出し、  
争う構えを示した。

的判断」と請求棄却を  
求めた。  
訴状によると、市は  
公社に先行取得させた  
事業地約3千平方以上に  
ついて、買い取り請求  
権を行使せず、公社か  
ら東急電鉄に直接売却  
されたと指摘。適正な  
不動産鑑定が行われ  
ず、約4億8千万円の  
安価で取引され、転売  
利益を得られなかった  
と主張している。

答弁書で市長側は、

土地はすでに公社が東  
急電鉄に売却して所有  
権も移転し、現時点で  
市が公社から取得する  
のは不可能と主張。住  
民訴訟の成立要件が存  
在しないとした上で、  
「仮に当時、市に土地